

ハッピーライフクラブ会員規約

この会員規約(以下「本規約」といいます。)|は、タマホーム株式会社(以下「当社」といいます。)|が運営する会員制サービス(以下「本サービス」といいます。)|の健全な運営を図るために定めるものです。

第1条(名称)

本サービスは、「ハッピーライフクラブ」と総称し、より豊かな生活を実現することを目的としたライフサポートサービス「ハッピーライフクラブ・ホワイト」と、安心して快適な生活に役立つサービスを提供することを目的としたホームアシスタントサービス「ハッピーライフクラブ・プレミア」で構成します。また、2種類のサービスを同時に提供するサービスを「ハッピーライフクラブ・プレミア プラス」と称します。

第2条(内容)

- 1.ハッピーライフクラブ・ホワイトは、当社および当社の提携先(以下「サービス提供者」といいます。)|が提供する福利厚生サービスを内容とします。個々のサービス内容、利用価格、利用方法は、当社およびサービス提供者のホームページ等で指定されます。
- 2.ハッピーライフクラブ・プレミアは、当社およびサービス提供者による住宅トラブル等の出張修理や対応、サービス利用の手配・取次・紹介、特典および本サービス利用ツールの提供、専門家による相談サービスを内容とします。詳細についてはパンフレットおよび利用規約に記載します。
- 3.住宅トラブルサービスは、登録されている家屋を対象とします。ただし、マンション等の共有部分は除きます。

第3条(会員資格)

- 1.本サービスをご利用できる方は、本サービスに入会した方とし、本規約において承認のうえ入会を申し込み、当社が認めた方(以下「会員」といいます。)|とします。
- 2.ハッピーライフクラブ・ホワイトをご利用できる方は、原則として会員本人、その配偶者および各々の二親等以内の親族とします。会員は会員たる地位、資格および権利・義務を第三者に譲渡、貸与、担保提供等することはできません。
- 3.本サービスは、原則として建物1棟につき1申込とします。ただし、賃貸住宅の場合は1世帯につき1申込とします。

第4条(会員期間、会費)

- 1.会員は当社指定の方法により、会員登録の申し込みをします。
- 2.会員は、所定の会費を当社の定める期日・方法で納入することとします。
- 3.会員期間は、申込書を確認後に当社から発送する書面に記載された入会日より1年間とします。
- 4.特に退会の申し出がない限り、会員期間は自動的に1年間更新するものとし、その後も同様とします。
- 5.受領した会費については、本サービス提供の中止、会員の都合による退会等、会員資格を喪失した場合についても、返還はいたしません。

第5条(会員番号)

- 1.本サービスを利用する際に必要となる会員番号を当社より発行します。
- 2.会員は、会員番号について責任をもって使用、管理し、使用の過誤、第三者による不正使用などの理由を問わず、自己の会員番号使用による本サービスの利用に係る一切の費用を負担し、当社またはサービス提供者が会員番号の不正使用等を容易に知り得た場合など、重大な過失がある場合を除き、当社およびサービス提供者は一切費用を負担しないものとします。
- 3.会員は、会員番号を第三者に対して譲渡、貸与、使用許諾、開示、共有してはならないものとします。

第6条(個人会員ID・パスワード)

会員は、本会に入会した際に取得した個人会員IDとパスワードを第三者に譲渡または貸与してはならず、開示・漏洩等しないよう秘密として厳重に管理しなければならない。

第7条(利用方法)

- 1.会員は、本規約に従い自らの責任と負担により本サービスを利用するものとします。ただし、会員は本サービスのメニューを利用する際には、本規約および利用規約に従うこととします。
- 2.本サービスにおける個々のサービスについては、「サービス提供者」が提供します。なお、一部サービス(利用規約に記載)については、別途料金が必要となりますので、サービス提供者に直接ご相談ください。

第8条(内容の変更等)

本サービスの内容については、当社が会員に対し事前に予告することによって変更、またはサービスの提供を中止することがあります。また、次の場合には、予告なしにサービス内容の変更、またはサービスの提供を中止することがあります。

- ①天変地異
- ②システム障害・停電
- ③本サービスに関わるシステムの定期的または緊急に行う保守・点検
- ④その他予測できない非常事態

第9条(会員の義務)

- 会員は、次の義務を負います。
- ①本規約に定められた事項を遵守すること。
 - ②本サービスの内容および全国共通フリーダイヤルを利用資格のない第三者に提供しないこと。
 - ③本サービスを営業行為等、他の目的に利用しないこと。
 - ④本サービスの利用権等を第三者に譲渡、貸与、売却ならびにこれらに準ずる行為をしないこと。
 - ⑤本サービスの秩序を乱す行為をしないこと。
 - ⑥法令に反する行為、違反のおそれのある行為、または本サービスの円滑な運営に支障をきたすような行為をしないこと。
 - ⑦会員のうち、本サービス利用者が未成年である場合は、法定代

理人の同意を得ること。法定代理人の同意を偽り、または成年者であると偽ったことを理由として、本サービスの利用を取り消すことはできません。

第10条(本会員資格の喪失)

会員が次の各号の一つにでも該当した場合、その他当社が会員として不適格と認めた場合には、当社は何らかの通知、勧告を要せずして会員資格を喪失させることができ、サービス提供者に会員登録を抹消させることができるものとします。

- ①第三者が利用資格を偽り本サービスの申し込みを行うことを明示・黙示を問わず承知した場合。
- ②住所変更の届け出を怠るなど会員の責めに帰すべき事由によって会員の所在が不明となり、当社が会員への通知・連絡について不能と判断した場合。
- ③会費を当社の定める期日までに納入しないなど本規約に定められた事項を遵守しない場合。
- ④その他、当社およびサービス提供者が会員として不適切と判断した場合。

第11条(退会)

会員は、毎月10日までに当社指定の方法で届け出ることにより、当該月末に退会することができます。10日以降に申し出があった届け出については、翌月末に退会となります。

第12条(届出事項の変更)

- 1.会員は、届出事項に変更があった場合は、遅延無く、当社指定の方法により変更事項の届け出をします。
- 2.前項の届け出がないため、当社からの通知、または送付書類が届かなかつた場合であっても、通常通り届いたものとみなします。ただし、やむを得ない事情がある場合にはこの限りではありません。

第13条(本規約の変更)

本規約に変更が生じ、会員に重大な影響を及ぼす場合は、当社は予め会員に変更事項を通知するものとします。

第14条(損害賠償)

会員が本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって当社およびサービス提供者に損害を与えた場合、当社およびサービス提供者は会員に対して当該損害の賠償請求を行うことができます。

第15条(免責事項)

当社およびサービス提供者は、当社またはサービス提供者の責めに帰すべき事由がある場合を除き、本サービスの利用に関わるトラブル等については責任を負いません。この場合、会員は自己の負担と責任でその紛争の一切を解決するものとし、当社およびサービス提供者にいかなる迷惑もかけないものとします。

第16条(個人情報の取り扱い)

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、社会から信頼をより向上させるため、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)その他関連法令・ガイドライン等を遵守して、個人情報を適正に取り扱います。また、サービス提供者およびその業務委託会社に、業務の遂行に必要な範囲で取得した個人情報を預託することがあります。

第17条(個人情報の利用目的)

1.当社は、本サービスを運営するほか、木造注文住宅の建築請負をはじめとする建設業、一部事業所における不動産販売・賃貸および損害保険代理店等を営んでおりますが、これらの事業の遂行に必要な範囲内で適切に個人情報を利用いたします。タマホーム株式会社およびその関連会社間で、各社の取得する個人情報を共同利用することを定め、その旨ホームページで公表しておりますが、当該の各社における個人情報の利用目的は下記のとおりです。

- ①タマホーム株式会社の事業における建築工事の請け負いやサービスの提供およびこれらのアフターサービスの提供
 - ②建築請負工事やサービス提供に関する各種手続き(融資、許認可取得、登記、損害保険申し込み)の支援、取次
 - ③タマホーム株式会社の事業における営業活動(建築請負事業、その他サービスに関する資料請求DM等の送付)
 - ④建築物・サービスの開発、改善
 - ⑤上記各目的に付帯する事項
- 2.上記の利用目的を変更する場合には、その内容を、ご本人様への書面等による通知、またはホームページへの掲載等の方法により公表します。

タマホームの個人情報の利用目的は、当社ホームページに記載してあります。

- タマホーム株式会社ホームページ
<http://www.tamahome.jp>
- 個人情報相談メールアドレス
k-j@tamahome.jp

第18条(合意管轄裁判所)

本規約および本サービスに関する紛争については、当社またはサービス提供者(同人からさらに委託を受けた者を含みます。)|の本店所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

第19条(会員カードの再発行)

会員は会員カードを紛失または棄損した場合は、当社に対して会員カードの再発行(手数料を実費として頂きます。)|を求めることができます。